

## 史料翻刻解説

本目録では、今回整理を終えた文書群のなか、特徴的な文書を十一點選んで史料翻刻を行った。史料翻刻を掲載するものは以下のとおりである。

- 1 文化五年 書上 伊豫国新居郡船屋村(村高家数など) (船屋村文書A-1)
  - 2 天保四年十月 道幅間数改帳(船屋村文書A-5)
  - 3 文政五年二月 乍恐奉願上御事(船屋村沖合干潟にて餌蝦蟇堀立の義新居濱浦漁師より故障申出去戌年御指留に付) (船屋村文書D-3)
  - 4 天保二年十一月 就御尋乍恐奉申上御事(流田村吉兵衛船持共荷物置場世話料の義に付) (船屋村文書F-1)
  - 5 天保十四年七月 積出候品調帳(船屋村文書F-6)
  - 6 天保十四年七月 積出候品調帳(船屋村文書F-7)
  - 7 紺屋町高蔵願留并村方勝兵衛同(紺屋町当分住居垣生村銀作水豆腐に付) (船屋村文書H-3)
  - 8 文化七年十月 風早嶋(高濱にて新艘船造り方の儀差障り有無に付) (新浜村文書2)
  - 9 嘉永五年六月 奉願上口上(船作事のため私居宅後の御林永代御郡より下請願) (新浜村文書9)
  - 10 嘉永五年九月 覚(高濱村御林の内高濱越往還より西の分御預りの処改革にて御山差上に付) (新浜村文書10)
  - 11 寛政六年 西国順礼道仲雜誌(浅井家文書1-5)
- 1-7は船屋村文書である。1は船屋村の村高・家数・面積・海岸部の長さなど、村況が具体的に分かる史料である。2は船屋村内の十四本の村道を書き上げたもので、表紙に「御普請方出し」とあることから、西条藩の御普請方に提出されたものの控えとして残されたものと考えられる。村の道を書き上げた史料は、明治期の戸長役場文書に見出すことはあるが、江戸後期までさかのぼるものは数少ないため掲載した。
- 3は船屋村の沖合でとれる餌蝦蟇をめぐる船屋村と新居浜浦との争論に関

する文書である。そのなかには「百姓漁師船稼入交之稼」とあり、船屋村に多彩な生業が展開していたことをうかがわせる。

4は天保二(一八三一)年十一月に、船屋村の船持五名が大町組大庄屋松木十左衛門に差し出した文書である。この史料からは、近隣の流田村吉兵衛の土地に、船持たちの共同出資で船荷を保管する荷物置場がつけられている様子や、これらの廻船の行き先が「大坂向地并高砂」など関西方面であったことなど、船屋村の船持の動向が記されている。

5、6は船屋村の船持が地元から積み出した荷物を書き上げたものである。いずれも表紙には天保十四年七月とあり、5は船屋村の役次郎、6は船屋村の役次郎と辰蔵が積み出した荷物について記されている。積み出された荷物としては、棕呂皮・桧縄・酒粕・桐木・丁目木・国木・紙艸・酒粕・櫛があげられる。このうち桧縄は「まきはだ」と読み、船の板の継ぎ目に押し込み、水の浸透防止に用いたもので、紙艸は楮・雁皮などの和紙の原材料である。これらは西条の商人か、中村・上嶋山村、大町村といった近隣の村人の荷物を運ぶ場合がほとんどで、買積と運賃積が入り混じっている。買積商品は酒粕・紙艸・櫛に限定され、それ以外は運賃積となっている。取引先は、紙艸・櫛・桧縄・桐木・国木・棕呂皮が大坂の廣瀬屋五兵衛、棕呂皮が兵庫の日向屋長蔵、酒粕が灘の茶屋平次、丁目木が堺の灘屋新六となっており、ここでも関西方面が中心であったことを確認できる。

7は西条紺屋町の当分住居で垣生村の富吉屋銀作が仕入れた水豆腐をめぐる争論文書である。銀作は仕入銭に困ったため、この水豆腐を仕入銭と引き換えに紺屋町の神拝屋高蔵に預けた。ところが、神拝屋高蔵も資金繰りに困り三ヶ所に質入れすることとなった。それを船屋村の船持である勝兵衛に頼み、勝兵衛が出した為替金三十両で質請けし、船で高松まで積み出そうとしたところ、水豆腐にはさらに別の権利関係が残っており、出船が差し止められたというものである。この地域の小商人の経済活動、複雑な経済関係がうかがえる史料である。

8-10は新浜村文書で、いずれも新浜村内の高浜に設けられた船作事場に関係する史料を翻刻した。8は文化七年十月に、風早郡の大庄屋杉田雄五郎が松山藩領の廻船建造を高浜に限定することの問題点を記した意見書である。船持のなかには難渋している者も多く、親の代から船の代金が滞り、人

によつては現在の船を売り払つたとしても借金に引き合わない状況が記されている。そのため、新しい船を造つたり、修繕したりする時には、これまでの得意先にしか頼むことができなくなつてゐる。もつとも、風早郡の嶋方では、大洲辺りで安い板類などを購入して積み運び、自分の村で風早郡内や他所の大工を雇い、船を造る新しい動きも現れている。しかし、高浜に船を頼んだ場合、あらかじめ決まっていた値段よりも高くなり、耐久年数も短く、安い値段でしか売れないとされている。それらを考え合わせると、風早郡の嶋方では、これまで通り自由に船を造ることを藩に認めてもらわなければ、船を持続させ船稼ぎを続けることができないと主張している。

また、9、10からは、高浜の船作事場が船の材木を得るために、松山藩の山を文政七（一八二四）年から三十年期限の引請山、またその後永久の引請山として利用してきたが、嘉永五（一八五二）年の改革により引請山が差し止められたことが分かる。いずれにしても、高浜の船作事場の場合、船材の確保などにおいて、松山藩がバックアップするところが大きかつたことがうかがえる。なお、高浜の船作事場については、17、24頁の井上淳「近世後期伊予廻船の建造について」に詳しく記した。

11は浅井家文書である。寛政六（一七九四）年に浅井家から西国三十三所霊場巡礼に出た伊兵衛が記した道中記。浅井家文書には、四国遍路の餞別賞、金毘羅道中の里程賞などが残り、巡礼旅行者を出していた様子が知られるが、この史料には西国巡礼の道中の様子が詳しく記されており、当時の巡礼旅を見る上で興味深い史料である。これについても、25、34頁の山内治朋「『西国順礼道仲誌』に見る巡礼道中の信仰と観光」に詳しく解説を記している。

（井上 淳）

1 書上 伊豫国新居郡船屋村 (村高家数など) (船屋村文書 A—3)

書上

伊豫国新居郡

船屋村

(豎帳)

松平左京大夫領分

伊豫国新居郡

船屋村

一 高百八拾六石七斗式升七合

一家数六拾軒

一 村長東西八町南北七町

東西貳町

南北貳町

東西六町

南北五町

内

居村

野間

一 村内海辺長三拾六町六間

但 西者西條領永易村境  
東者同領新居濱浦境迄

西條領永易村家居迄方角未申道法凡拾五町其間田畑

一 當村ノ隣村

同領下嶋山村家居迄方角已道法凡拾町其間山越

一 御朱印頂戴之寺社無御座候

一 寺堂庵無御座候

一 諏訪明神

一 小社 惠美須保古良

一 古城跡老ヶ所

是者天神山城跡と申伝御座候得共城主性名相知不申候

一名所旧跡名産嶋等無御座候

一 船掛リ之湊無御座候

右之通相違無御座候、以上

文化五年辰

船屋村庄屋

藤次郎

同村組頭

九兵衛

2 道幅間数改帳 (船屋村文書 A—5)

天保四年

道幅間数改帳

大町組

船屋村

(豎帳)

已十月

御普請方出し

西冲手堤本ノ大石橋迄

一 長百貳間

大石橋ノ下嶋山村堺迄下田道

一同百四間

江端ノ北濱出口迄村中道

一同百七拾間

前田端ノ北西出口迄

道幅五尺

道幅平シ四尺

道幅平シ老間

一同百四拾三間 道幅三尺

村西冲手從南者下嶋山村境々村北出口迄

一同式百六拾四間 馬乗老間余

西出口の御制札場迄

一同百間 道幅五尺

江端の山崎迄

一同百七拾式間 道幅三尺

山崎の石橋迄

一同百七拾四間 道幅三尺

石橋の山越迄

一同式百間 道幅三尺

前川の山越迄

一同式百三拾間 道幅三尺

村北濱出口のはげとの下迄

一同百式拾八間 道幅五尺

山越の石之脇迄

一同式百間 道幅三尺

水門前橋

一同老間余 橋幅五尺

前川

一同老間余 橋幅五尺

右之通二御座候、以上

天保四年巳十月

船屋村組頭

直吉

同村庄屋

熊右衛門

大町組大庄屋

松木十左衛門殿

### 3 乍恐奉願上御事 (船屋村沖合干潟にて餌蝦蟇堀立の義新居濱浦漁師共より故障申出去戌年御指留に付) (船屋村文書D-3)

乍恐奉願上御事

一私共村方之者沖合干潟二而餌蝦蟇堀取之義、新居濱漁師の故障之義候由二而去ル戌年御指留被 仰付奉畏候、然共当村之儀者往古の貧村二而百姓漁師船稼等入交之稼二而先年者漁船杯も多御座候得共、只今者六艘二相成漁獵を職分二仕罷在候、尤其段御達申上御運上指上来り不申候得共、当村開闢以来前段之通仕来、惣御改帳二も男者御用之御石積向地渡海漁をも仕、女者柴苧網之系拵等仕居申候と申上御座候、先年天艸御陣之節御水主御用相勤候由申伝御座候、其上作間漁之儀者仕来二而是迄何方江茂相障候儀無御座候、文化年中被 仰出候御書附二も其職二不備儀二付御指留との御儀二御座候得共、他村者格別於村方者前段奉申上候通往古の漁師入交勝手宜業を相當ミ来御儀二而、只今二至リ其業仕罷在候者多御座候、且又庄屋新左衛門と申者之時分、漁獵場網代之儀二付新居濱浦の故障之儀申出候処、古来の下嶋山境の平地嶋を見通し東者磯浦一手ヶ谷迄当村網代と申伝、且永易川尻の右一手ヶ谷上之内若難船又者冲手二而如何様之儀御座候而茂当村の罷出世話仕来候儀二而往古仕来之次第を以新居濱浦庄屋某江掛合候処、同浦の内濟之儀達々申出内和相整候由申伝二而、古来之通新居浦船屋村入会二而漁仕相濟来候儀二而、既二往古の漁師御座候儀者只今二至リ漁船所持仕獵方相稼候者多御座候儀的談二御座候、一体蝦蟇取壳払候義者買船夥艘罷越候時者中々喜多濱獵師共斗二而者堀続申もの二而者無御座候、蝦買船壳艘荷と申者三四千程つゝ買込積出し申候、右者五拾艘も入込候得者拾五六万茂無御座候而者間二合不申候、左候時者夥艘江壳渡候儀難出来御座候、右様之儀二御座候間此内も下地之通御当方二而無指支荷足り不申と相心得、余木永洲広嶋備前其外向地辺之漁船多入込候処、右御指留二相成居候而掘らせ不申候間空敷罷歸候儀二而御座候、御当方漁師共指支之儀二茂相成不申、勿論堀尽し候物二而者無御座、只干潟二湧候事故諸向指支不申候品を堀取不申捨置候而者御当地之潤ひ二相成候儀を打捨置候儀甚數ヶ敷奉存候、右二付多恐御儀二者奉存候得共、右奉願上候通堀取之儀御免被為成下候ハ、下々之者共大二勝手二罷成如何斗難有仕合二奉存候、左候

得者船屋村網代并餌蝦堀候者共為冥加御運上銀被 仰付次第御上納仕度奉  
存候、何卒 御憐愍之上右奉願上候通被為 仰付被下候様偏ニ奉願上候、  
以上

文政五年午二月

船屋村惣代

弁右衛門

同

精兵衛

右弁右衛門精兵衛奉願上候通宜被仰上可被下候、以上

船屋村組頭

直吉

同村庄屋

熊右衛門

大町組大庄屋

松木十左衛門殿

#### 4 就御尋乍恐奉申上御事 (流田村吉兵衛船持共荷物置場世話料の 義に付) (船屋村文書F-1)

就御尋乍恐奉申上御事

一流田村吉兵衛荷物置場世話料之儀ニ付同人ノ書付を以奉申上候、右ハ如何  
之儀ニ候哉委細書付を以奉申上候様ニとの事御儀奉畏候

右ハ船持共荷物置場指支申候処、右吉兵衛前方ハ船持中間ニ而御座候  
処、近年ハ内間不勝手ニ相成難渋之様子ニ存候ニ付、船持共一同申合吉  
兵衛貴様勝手ニ成候得者荷物置場致候而ハ如何候哉、程宜候得八年四五  
百目程ハ大方相渡り候様相成可申者咄ニ仕申候処、吉兵衛申候ハ横黒辺  
江罷出草履草鞋造売いたし候積ニ有之候得共、其方ハ相止メ候間何分爲  
致呉候様申候ニ付、元船持之儀ニ付荷物置場船持共ノ出合六百目ニ而荷  
物置場拵申候儀ニ御座候、右ハ全咄ニ仕吉兵衛ノ頼ニ付爲致候儀ニ御座  
候、右世話致呉候而も荷物置場ハ船持共ノ拵置候ニ付、吉兵衛内ニ居不  
申候而も随分宜きニ而吉兵衛家内ニ手間之掛り候儀と申様之儀ニ而無御  
座候、船屋村代吉方江寄合之上何れ江参り候而も世話料拾分、相渡し

候様ニハ引合不申、右ハ大坂向地并高砂何れ江参り候而も世話ニ相成候  
節ハ度毎ニ拾分、と其節ニ相極申候儀ニ御座候、藏敷杯と取分ケ候儀  
ニハ無御座候、前文奉申上候通世話ニ相成候節ハ何れハ参り候而も拾分  
つゝと相極世話ニ相成候節ハ度々相渡し申候儀ニ御座候、船屋村圓吉与  
七郎ノ談合と申候ハ、吉兵衛之世話ニ相成不申節も拾分、と申越候ニ  
付承知不仕候儀ニ御座候、御番所ノ私共承り候ハ吉兵衛方ニハ不限堤ニ  
而も改遣候間宿ハ勝手ニ取候様承り申候、吉兵衛ノ村方御庄屋所迄御願  
申候ハ政藏代吉兩人ハ世話料ノ外何れハ参り候共相渡り候得共与七郎代  
藏役次郎三人ハ相渡し不申候ニ付、相渡し呉候様吉兵衛ノ申出候由御談  
御座候、政藏代吉ハ世話料之外相渡し候得ハ吉兵衛申通り相渡可申と拾  
分、相渡置、其後政藏代吉兩人江談合仕候処、兩人ハ世話ニ相成候ノ  
外一切出不申と申候ニ付、左候時ハ吉兵衛甚相濟不申候儀ニ付其段吉兵  
衛江談合取返し候儀ニ御座候、此段乍恐奉申上候、以上

天保二年卯十一月

船屋村

与七郎

同村庄屋

利兵衛

同村庄屋

代藏

同村庄屋

役次郎

同村庄屋

船屋村組頭

直吉

同村庄屋

熊右衛門

右船持共奉申上候通宜被仰上可被下候、以上

大町組大庄屋

松木十左衛門殿

5 積出候品調帳 (船屋村文書 F-6)

表紙

「天保十四年

積出候品調帳

(横帳)

卯七月

船屋村

船屋村

卯正月

役次郎

一酒粕五百式拾貫

代銀三百九拾貫目

但し町三吉屋直吉より拾貫二付錢七匁五分二買取申候、去寅年売買不仕直段之儀ハ相分り不申候

右之品大坂灘茶屋平次方ニ而拾貫二付錢九匁三分五厘ニ当正月ニ売払申候、去寅年直段右同断

卯四月

同人

一紙艸式千八百貫

代銀拾貫六百四拾目

但町三河屋伊兵衛ガ拾貫二付三拾八匁ニ買請、去寅年直段拾貫二付四拾八匁ニ買取、去歲指引拾貫二付当年拾匁つゝ下直ニ御座候

右之品卯四月ニ大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而拾貫二付錢四拾匁ニ売払申候、去寅年直段拾貫二付錢四拾目ニ売払申候、去歲指引当年直段拾貫二付銀壹匁高直御座候

寅十一月

一はせ四百五拾貫

同人

代銀七百式拾目

但し中村忠吉ガ拾貫二付錢拾六匁買取申候処、追々下直ニ付町質場御役所

江指入置申候処、当六月ニ拾貫二付錢拾四匁ニ大坂廣瀬屋五兵衛方へ売払申候

卯六月

同人

一棕呂皮式万五千枚

右八中村豊藏荷物私積参り、兵庫日向屋長藏方ニ而当六月ニ拾枚ニ付錢三分三厘ニ売払申候得共、送り荷物之儀ニ付買直段ハ相分り不申候

船屋村

辰藏

一松繩式百把

右者町佐兵衛荷物私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹把ニ付代錢壹匁五分ニ売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ相分り不申候

同人

一棕呂皮三千枚

右者小松御領上嶋山村千代藏荷物、私積参り兵庫日向屋長藏方ニ而一わニ付代錢三分三厘かへニ売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段之儀ハ右同断

一桐木百拾式本

右者小松御領上嶋山村桑之助荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹本ニ付代銀壹匁七分三厘かへ二月十一日売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段者右同断

一棕呂皮式万五千枚 同人

右者中村豊藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹わニ付代銀三分四厘かへ二月十三日売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段ハ右同断

一松繩式百把

同人

右者町佐兵衛荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹わニ付代銀壹匁六分ニ六月十六日売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段右同断

五月

一 桐木六拾貳本 同人

右者中村秀藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而代錢百六拾目売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段右同斷

同人

一 棕呂皮壹万七千枚

右者中村豐藏荷物、私積参り兵庫日向屋長藏方ニ而壹万ニ付代銀三分五厘六月五日ニ売払申候、送り荷物之儀ニ付買直段右同斷

一 棕呂皮四千枚

右者中村秀藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹万ニ付代錢三分五厘ニ六月五日売払申候、此送り荷物之儀ニ付買直段右同斷

6 積出候品調帳 (船屋村文書 F-7)

表紙

「天保十四年

積出候品調帳

(横帳)

卯七月

船屋村

船屋村

役次郎積

出し候分

卯正月

一 酒粕五百貳拾貫

是者町三吉屋直吉より買受

一同千貫目

是八大町村今津屋作十郎より買受

一同千貫目

是八洲ノ内村油屋弥三兵衛より買受

×貳千五百貳拾貫

右者三人之者共々壹貫目ニ付代錢壹匁貳分五厘ニ買受、灘茶屋平次方ニ而代錢壹貫ニ付九分三厘五毛ニ売払申候

同日

一 しりろ皮貳万

是八中村勘兵衛方千枚ニ付代錢五拾目ニ買受、兵庫日向屋長藏方ニ而代銀三拾四匁ニ売払申候

三月

一 丁目木千五百本

右者右同人より壹本ニ付代錢四分ニ買受、堺灘屋新六方ニ而代錢貳分五厘ニ売払申候

同

一 はせ五百貫目

是八中村忠吉方買受

一同三百貫目

是八中村豐藏方買受

右兩人より十×ニ付代錢貳拾五匁五分ニ買受、大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而壹斤ニ付代錢貳分四厘ニ売払申候

五月

一 紙艸千四貫目

右者町三河屋伊兵衛方十×ニ付代錢三十八匁ニ買受、大坂廣瀬屋五兵衛方ニ而十×ニ付代錢四拾貳匁ニ売払申候

同

一 桐木百五拾本

右者中村圓藏代錢八百目二買受、堺灘屋新兵衛方二而代錢六百目二売払申候

同

一 国木千百五十才

右者中村忠吉より壹才二付錢壹分九厘二買受、大坂廣瀬屋五兵衛方二而壹才二付代錢壹分四厘二売払申候

船屋村

辰藏

積出し分

一 桧繩貳百把

右者紀伊国屋佐兵衛荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方へ二月十日二代銀壹把付壹匁五分二売払申候、送り荷物之儀二付買直段ハ存不申候

一 棕呂皮三千枚

右者上嶋山村千代藏買出し、私積参り兵庫日向屋長藏方へ二月七日代銀壹匁二付三分三厘かへ売払申候、送り荷物之儀二付買直段ハ存不申候

一 桐木百拾貳本

右者上嶋山村桑之助荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方へ二月十一日代銀壹本付壹匁七分三厘かへ売払申候、送り荷物之儀二付買直段ハ存不申候

一 棕呂皮貳万五千枚

右者中ノ村豊藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方へ二月十三日代銀壹把付三分四りかへ売払申候、送り荷物之儀二付買直段ハ存不申候

一 紙艸千四百貫

右者町三河屋伊兵衛方十貫二付代銀三拾八匁買受、大坂廣瀬屋五兵衛方二而拾貫二付代銀四拾壹匁分五り五月売払申候  
右者役治郎辰藏兩艘合御座候

一 桧繩貳百把

右大町紀伊国屋佐兵衛荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方二而壹把付代銀壹匁六分二六月十六売払申候

五月

一 桐木六拾貳本

右者中ノ村秀藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方二而代銀百六拾目売払申候

一 棕呂皮壹万七千枚

右者中ノ村豊藏荷物、私積参り兵庫日向屋長藏方二而壹把付代銀三分五厘二六月五日二売払申候

一 棕呂皮四千枚

右者中ノ村秀藏荷物、私積参り大坂廣瀬屋五兵衛方二而代銀壹把付三分五厘二六月五日二売払申候

7 紺屋町高藏願留并村方勝兵衛同 (紺屋町当分住居垣生村銀作水

豆腐に付) (船屋村文書H-3)

紺屋町高藏願留并村方勝兵衛同

(豎帳)

乍恐奉願上御事

一 紺屋町当分住居垣生村銀作水豆腐仕成方仕候処、仕入錢多分御座候付、小身之者二御座候得者指支候由二而私江何卒仕成中仕入錢取替呉候様、尤出来立候豆腐者其元江預ケ置候間水豆腐私方江下ケ込候処、私儀も手薄キ者二御座候得者差支無據水豆腐所々江質入二仕御座候処、都合五拾四箱分相揃候處御当所二而八不捌二御座候二付、船屋村勝兵衛と申者江相頼為替金

三拾兩借用致氷豆腐夫々質請仕、正月八日二船積仕候処、泉屋半右衛門の御番所江申出候儀者、紺屋町銀作仕成氷豆腐船屋村勝兵衛船江積入申候、右氷豆腐者私方仕入二而品々御座候間、何卒調方相濟候迄出船御差留被下候様仕度段申出候所、御番所被、仰候者出船手形も相濟居候、殊二出船指留候儀者渡世留二相成甚以不輕事二候間差留かたくと御談二付、又々半右衛門の船屋村庄屋所江申出候儀者、御村方勝兵衛船江積込氷豆腐者私方仕入二而品々御座候間、取調へ相濟候迄出船御指留被下候様申出候処、早速庄屋所の勝兵衛へ其段被申付候由二而同人の私迄申出候付、早速半右衛門并世話方之者江掛合相調候処、全氷豆腐仕入と申筋二者無御座候、前以備前下津井利兵衛と申者へ蕎麦小豆売渡、半右衛門方の代銀請取居候処、代品物悪敷被申商ひ破談二相成二付、銀作の外方江売捌仕半右衛門江返濟仕候筈之錢札凡壹貫六百目程差引詰メ銀作借用二相成申候處、氷豆腐仕入二差支候間何卒返濟口豆腐売捌候迄延引致呉候様銀作の手代喜右衛門江頼候処、同人申候儀者禎瑞庄藏方江米代可相渡筋有之候間、同人江豆腐捌次第相渡呉候様申候二付、庄藏江銀作の其段引合御座候趣半右衛門并世話方之者江申談候処、取調之上銀作申出候通少シも相違無御座候得共、半右衛門内間片付中之儀二付、銀作の禎瑞庄藏江引合者有之候得共先世話方江預ケ置、外銀主一同へ割符可致筋二付、世話方江指出呉候様被申候二付氷豆腐捌次第私方無相違込込可申旨相答候處、其段半右衛門承知仕同人申候者、左候得者船屋村庄屋江掛合早速積出二相成候様取斗可申と万年屋金兵衛を以船屋村庄屋へ掛合候儀者、右氷豆腐仕入之儀内間相調候処、壹貫六百目之外掛り合無之、右銭高藏の歸帆之上相渡候筈二引合有之候間、早々少々積出被申付被下候様申出候処、庄屋答塩屋定右衛門方も氷豆腐半右衛門仕入之様子二御座候間差留呉候様申出候間、出船差免候儀者難相成被申候二付、塩屋定右衛門へ其段掛合候処、同人答全私方の差留候儀者無御座候、船屋村庄屋重兵衛の申參呉候者、半右衛門仕入之氷豆腐二有之候二付、同人の差留呉候様申出二付差留置候間、左様相心得候様二と被申候間、私儀も半右衛門借用米重兵衛へ五拾石之請判致御座候付、何卒其足合二成共致度存居二付、右等之儀二御座候得者手掛りと被存候間、必御渡シ御無用と申候由申候、庄屋所の勝兵衛へ申付候儀者御支配の右氷豆腐其元へ預ケ置候様被仰候間、当方へ上ケ置可申との談二付、勝兵衛答私儀為替金三拾兩取替御座候得共、全荷物者荷主高藏之品二御座候、一応同人江掛

合候迄御待被下候様入割申上候得共、一向聞入不申兎式角と申左有時者五人組江申付為上可申と申居候所江、五人組頭喜兵衛ト申もの庄屋所へ参り掛り候處、右喜兵衛へ明早朝当方迄氷豆腐上ケ候様申付二付、喜兵衛も色々延引之候処申延呉候得共、一向聞入不申儀二而又々勝兵衛の其段申出二付、又候半右衛門江掛合候處、同人答元来当方の相頼出船留候二付取調相濟候上者少シも品々無之筈二御座候、代人万年屋金兵衛并私銀作三人同道二而船屋村へ罷出掛候処、途中二而重兵衛殿へ出合二付、金兵衛一同色々掛合仕候処、重兵衛答半右衛門の申出候儀者貴家二而借用筋も有之候間、押取呉候様申出候筋二付、いケ様申出候而も難相渡当方二も御支配江相達候儀二付、其元も願出候様被申候得共、奉掛御苦勞候御儀も奉恐入候二付内々町御役場へ願出候処、町年寄平兵衛の重兵衛へ色々掛合呉候得共、一向埒明不申甚以迷惑仕候、最早正月九日夕出船差留候儀二御座候得者勝兵衛儀も長々渡世留二相成大二迷惑至極仕候、尚私銀作迫も右差纏中外売事等も出来不申、其上水豆腐も追々時過候得者下直二相成損失も不少必死と迷惑至極仕、前段奉申上候通銀作借用錢明白二筋立候上者重兵衛儀も早速相渡可申筈之処、右押取候段不法之仕方と奉存候、甚以奉恐入候得共何卒、御慈悲を以重兵衛御糺之上早々積出二相成候様被、仰付被成下候様仕度奉願上候、右奉願上候通被、仰付被成下候ハ、難有仕合奉存候、此段偏二奉願上候、以上

嘉永六年丑二月

紺屋町

高藏

右高藏願出候通宜敷被仰上被下候、已上

紺屋町年寄

平兵衛

町大年寄

良右衛門殿

同

芳助殿

同

久右衛門殿

乍恐奉願上御事

一私儀小船所持仕罷在候処、当正月紺屋町神拜屋高藏申候者、我等仕入致富吉屋銀作仕成居候水豆腐五拾四箱分讚州高松江積呉候様申候二付積参り申候約束仕、右二付為替金三拾兩貸渡候引合仕候処、右水豆腐神拜屋良作、備前屋良平、豊屋幸三郎三ヶ所へ質受二相成居候二付、右為替金三拾兩を以私分別紙奉指上候通夫々錢相渡質受仕、正月八日村方川二而船積仕、右高藏分出船御断申上出帆可仕と奉存居候処、村方庄屋分申候者、其方此度積入居候水豆腐之儀二付、町泉屋半右衛門方分申出候者、勝兵衛積居候水豆腐者私仕入致候様被存候間、調方相濟候迄出船差留呉候様申出候間、出船相成不申と差留二付、早速荷主高藏江申参候処、同人分内間世話方之者江掛合候処、世話方之者共分半右衛門内間得下相調候処、全水豆腐仕入と申筋二而八無之、前々備前之利兵衛と申者江蕎麦、小豆銀作分壳渡右代錢泉屋半右衛門分受取居候處、代品物悪敷破談二相成二付、銀作分蕎麦、小豆外方へ壳捌仕、代錢半右衛門江錢札壹貫六百目返濟可仕管之処、銀作水豆腐仕入二指支右返濟難相調候二付、水豆腐壳捌候迄相待呉候様半右衛門手代喜右衛門江銀作分相頼候処、喜右衛門申候者、禎瑞庄藏江当方分米代可相渡筋有之候間、水豆腐壳捌次第庄藏二相渡呉候様申候二付、銀作分庄藏江其段引合之由二而半右衛門水豆腐二掛ケ構無之儀二者候得共、半右衛門内間片付中之儀二候間、庄藏江相渡筋二者世話方之者預置可申候間、此度之船帰次第高藏分右錢高急世話方之者江相渡可申との一札差入候様高藏江申談、同人承知仕右証文指入半右衛門方相濟申候由、右二付万年屋金兵衛下申者を以半右衛門分村方庄屋所へ申出候者、水豆腐之儀二付先日勝兵衛船御指留被下候様御願申候処、内間得下相調候処、全水豆腐仕入と申筋二者無御座候間、早々出船仰付被下度段申出候由之処、庄屋所申候者、塩屋定右衛門分も右水豆腐半右衛門仕入之由二候間、出船指留呉候様申出候間、出船指留候様相成不申段申候由二而高藏分又々塩屋定右衛門江掛合候處、定右衛門申候者、全我等指留候儀二者無之船屋村十兵衛殿我等二申候者、村方勝兵衛船江積入居候水豆腐者泉屋半右衛門仕入之由、右二付半右衛門申出候者、其元分借受居候筋有之候二付出船差留呉候様申出二付差留置候間、左様相心得居候様被申候二付、私二而も其元分半右衛門借受居候米五拾石受判致居候二付、其足り合相成哉と相心得必御渡之義者御無用と

申儀二御座候由高藏分私江申越候、然ル処村方庄屋分御談御座候者、其方積居候水豆腐御支配分我等江御預ケ被仰付候間、当方江上渡候様被仰渡候得共、前段申上候通為替金三拾兩貸渡候得共、荷物ハ高藏荷物二御座候間、一応同人江掛合候迄御延引被下候様相願候得共一向御聞入無之、左候得者五人組江申付為上ケ可申と御談御座候処、私五人組頭喜兵衛と申者参り候処、同人御談御座候者、勝兵衛船江積入居候水豆腐明早朝五人組之者分当方江上ケ参り候様申付二付、私分喜兵衛江相頼色々申延貫ひ候得共御聞入無之二付、無據乍夜中荷主高藏江御談之趣申候処、同人分又々半右衛門并世話方之者江掛合之処、半右衛門分使万年屋金兵衛并高藏銀作右三人同道二而村方庄屋所へ掛合二参り掛候処、途中二而庄屋所へ出逢前段之通荷物構無之候二付出船差免候儀、且荷物片付右三人之者色々申合候得共、庄屋所申候者、当方分御支配江相達有之候と申一向御聞入無之由二而其後為上ケ不被成其俣相成居申候、高藏分町年寄平兵衛殿へ相頼庄屋所へ掛合實候得共何分埒明不申上、高藏分私江申参最早正月八日分出船御差留相成二付而者渡世相成不申、小身之私必至と難波仕二付、右指纏居候水豆腐者相捌候迄私方江上ケ預置可申候間、船丈ケ成共渡海御免被下候様村方為助と申者江相頼庄屋所江御断申貫ひ候得共、是以一向御聞入無御座候、右者長々之渡世御差留二者相成居、其上右水豆腐纏候二付船江積入俣指置御座候付、昼夜私分番人相付罷在当惑至極仕候二付、訊立候様高藏江達而掛合候得共私分相對二而者埒明不申難波至極仕候二付無據御願奉申上候、恐多御儀二者奉存候得共御慈悲を以神拜屋高藏御札被為、仰付、私分貸渡御座候為替金三拾兩早々返弁致呉尚私船二積居候荷物埒明私渡世相成候様被為仰付被下候様乍恐奉願上候、右奉願上候通、御憐愍之上御取救被為成下候ハ、御影を以渡世相続仕難有仕合奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

嘉永六年丑二月

船屋村

勝兵衛

覚

神拜屋

一水豆腐式拾八箱

良作方

此受口式貫目

備前屋

一同 拾箱 良平方

此受口六百目

豊屋

一同 九箱 幸三郎方

此受口四百目

神拝屋

一同 七箱 高藏方

是者為替金之内 受ケ申候

錢貳百貳拾目六分五リ

高藏へ相渡申候

箱×五拾四箱

此為替金三拾兩

此錢三貫貳百貳拾目六分五リ

右之通為替金神拝屋高藏江貸渡申候、以上

丑二月

船屋村

勝兵衛

8 風早嶋 (高濱にて新艘船造り方の儀差障り有無に付) (新浜村

文書2)

風早嶋

高濱二而新艘船造り方の儀差障之有無申上候様先達而被 仰付嶋方の趣申上候処、亦々御付紙ヲ以被 仰出候趣奉畏村々江申聞候処左之趣申出候

一 船代掛り合者稼ヲ以不都合無御座候様可仕管二者御座候得共、船持共之内二者難波数多御座候二付船代相滞居申候者共も多御座候而、右之内二者親代々之滞銀追々順送り二相成居候者茂御座候而、人二寄候而者唯今船売払候而も引足り不申様之者も数々御座候故、右滞銀都合仕候儀者容易二相整不申候、右之趣二御座候得者又々船仕替江并新造其外取繕等之節往來得意先江相頼候得者無差支相整呉、代銀等之儀も不足之者ハ相延呉利無シ二而追々二相払申候、右之通二御座候而茂船茂直段相応二而高直二相当候儀者無御座候事

一 右之訊二付船代懸り合御座候者ハ外方へ新造相詔候儀者相成不申候、尤嶋方之儀者大洲辺々折々下直板類等積参り候二付相調候得者、自分く村前二而郡内并他所大工等相雇新船造り候者も御座候得共、其節者掛り合之先方二何之構も無御座候事

一 船持共之内代銀外方懸り合無御座候者どもハ高濱方最寄宜二付同所二而新船相詔へ、かい具寸法并直段等相極メ造り方仕候処、船も極メ之通与者不直、其上代銀相増呉候様申出、右相増不遣候得者船下シ呉不申二付無抛代銀相増遣し候而船下シ呉候様之儀も有之、代銀之不足等も少々ハ相延呉候得共間茂無ク稠敷致催促迷惑仕候筋も多御座候、船造り立候得ハ所々二而船持とも競合見申候所、丁度何割通りと申目当者無御座候得とも、人二寄高濱二而造り候船ハ直段与八年数之持方少く売払候節も直段等下直二御座候二付、前後何角算用仕候而ハ外々二而造り候与ハ大分高直二相当り候事

一 右之趣二御座候間、高濱二限り新艘造り方仕候様二相成候而者一統難波至極二奉存候間、何卒御慈悲之上是迄之通何方二而も勝手宜敷處二而造り方相成候様被為 仰付被下候様御願申上候

右之通申出候段村々申出候、嶋方之儀者土地不相応二多人数相暮、先年々ハ船数も相増田畑肥物取方等も相励并船持仕候者共多御座候処、船造り方之儀高濱二限り其外二而造り方相成不申様二罷成候而ハ甚以迷惑之筋御座候趣故、船茂得持續不申様之者も可有御座、左候而ハ一統難波之基とも可相成哉と歎敷奉存候、高濱船場之義ハ油屋丈右衛門実意二存込候儀二御座候ハ、心得ヲ以追々御潤潤二罷成可申儀と奉存候、嶋方之儀者是迄之通何れ二而も弁利宜敷所二而勝手次第二被 仰付被下候ハ、船も持續船持

等追々繁昌可仕乍恐御潤之端等も罷成可申難有仕合ニ奉存候、嶋方之儀者何卒是迄之通り被為 仰付被下候様仕度奉存候

一高濱船場船大工共追々繁昌仕人数相増候時者、御船御用御座候節御他領船大工御雇ニ不及御領分ニ而相濟候得者、御弁利之筋ニ相当り候趣三津方御窺御座候二付、右等之所も右考可申上旨被 仰出奉畏候、都而先年者船数も余計無御座候故船大工も少ク御座候所、此節ハ船大工人数相増御船御用之節者毎々御差遣イ被下候御儀ニ御座候、船造り方之儀是迄之通り被為 仰付被下候者、船持繁昌仕候ニ准船大工も追々相増可申、左候ハ、往々ハ御領分船大工ニ而御船御用之節者大躰相濟候様ニ罷成可申与奉存候、尤御他領船大工御遣イ被遊候得ハ賃金高二付少しハ御費ニ罷成候段奉恐入候得とも、從來御用被為 仰付候御儀ニ付、少々宛ニ而茂御遣イ被遊候ハ、御仁恵之程難有可奉存候、猶又御領分大工共始双方働方之励ニも罷成可申御儀共奉存候

右之趣宜被仰上可被下候、以上

文化七年十月

大庄屋

杉田雄五郎

高木覚助様

### 9 奉願上口上 (船作事のため私居宅後の御林永代御郡より下請願) (新浜村文書9)

奉願上口上

一寛政九巳年和氣郡新濱村之内於高濱ニ船造場所立方仕船作事相始候処、御上御荷船御造立并御船板類御用数々引統被仰付、御蔭ヲ以追々御仕成追年商売向手広罷成冥加至極難有仕合奉存候、然ル処私居宅後之御林去ル文政七申年永久引請山ニ被仰付被下度段御願申上候処、三十ヶ年限山ニ被仰付、為冥加銀札百五拾目差上、并御札銀五匁年々差上候処、先々年満之節者年継之儀御舎之思召御座候趣ニ御沙汰振御座候処、去ル文政十三寅年十二月永代引請山ニ被仰付、重々難有仕合奉存候、仍之御札銀札拾五匁、年々差上來り候処、去ル戌之春御郡方手入方御差留メニ相成、後々心得違無之様御沙汰振ニ而右引請場所不殘御引揚ニ相成候ニ付奉畏候、乍併御

郡方江御山役所方御渡シ御任せニ相成候趣ニ承候故、乍恐何卒前文続合も御座候間格別御憐愍ヲ以御郡方江御引受後下地之通永代御郡方下請ニ被仰付候様仕度奉願上候、右願之通被為被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、此段御執成宜敷被仰上可被下候、以上

嘉永五壬子年

和氣郡高濱船作事場

六月

三由屋

丈右衛門印

和氣郡

御役人中様

但し此処白紙壹枚分程延し置候事、右役人中之奥書入申候由

### 10 覚 (高濱村御林の内高濱越往還より西の分御預りの処改革にて御山差上に付) (新浜村文書10)

覚

一和氣郡新濱村御林之内高濱越往還々西之分年限者引請被仰付其後御預申上、天保三辰年々永年引請被 仰付候処、此度御改革ニ付御山差上申所実証ニ御座候、以上

嘉永五壬子年九月

高濱船作事場

三由屋

丈右衛門印

御山奉行所

11 西国順礼道仲誌 (浅井家文書 1-5)

(表紙)

甲 寛政六歳  
西国順礼道仲誌  
寅 彌生吉星

室屋

伊兵衛

(二丁、表)

覚

一、寅三月六日九ツ時より西国順礼

思い立、夫ヨリ直ニ支度仕、同八日ニ

門出仕、町内邑方并ニ一家衆中

畑中村迄参、延立寺を借候而此所ニ而

見立ニ預り、一流ニ盃仕出達いたし、

則其日土屋迄参り申候而

一、八日土屋七右衛門殿江宿取留り申候、九日土屋

を立、西條大町龜屋源助殿江宿

取申候、十日大町を立、瓦じり迄参り、

かわらじり々ふねニ乗、和田ヶ浜江上り、

(裏)

和田ヶ浜吉五郎殿江宿取溜り申候而、

十一日和田はまを立、讚州金毘羅

さま江参詣仕、并ニ観音様御開帳

有り、御宝物数々拜見仕、夫より町江

下り候所、雨ふり、十一日こんひら町江宿取、

十二日又々雨ふり、右宿ニとふ留仕申候、

十三日右宿を立四ツ時ニ丸龜御城下

問屋笹屋孫右衛門殿ニ付、夫より九ツ時ニ

出船仕、夫ヨリ拾里行、備前万根ニ

暮六ツ時ニ掛り、夫ヨリ十四日朝七ツ時  
より船を出し、明六ツ時赤穂城下

(二丁、表)

通し、夫ヨリ<sup>家島</sup>ゑじま、夫より阿波嶋を

見物仕、九ツ時室津江着船仕、問屋

備前屋孫右衛門殿江上り、夫<sup>ろ</sup>支度仕、五

里行播磨青山村彦四郎殿江宿

取、十五日青山村を立、夫より札始メ、

式拾七番播磨国書写山圓<sup>同家島</sup>寺

札納、本堂拾間四面、金道<sup>同家島</sup>ミツ

堂有り、御朱印八百五拾石、坊かづ

三拾坊有、大寺也、夫ヨリ<sup>壱</sup>里行

大川有り、次ニ姫路御城江参り見物

仕、夫ヨリ三里行曾根天神さま

(裏)

参詣仕、并ニ曾根松見物仕、曾根

松町樽屋市郎兵衛殿宿取、十六日

曾根町を立石の法傳<sup>同家島</sup>江参り、夫ヨリ

三里行播磨式拾六番法花山札納、

大寺也、御朱印百式拾石、夫より<sup>式</sup>里

行青野原、五拾丁行野村川船渡り、

夫ヨリ鳥居村中屋儀右衛門殿宿取申候、

十七日鳥居村立惣<sup>同家島</sup>ノ社参り、夫ヨリ

四里行播磨国式拾五番清水寺

札納、本堂八間四面、奥院、七堂がらん、

式重のとう有、坊数拾八坊、御朱印

(三丁、表)

地也、夫ヨリ直ニ丹波国也、夫ヨリ山中

三里行、夫ヨリ<sup>壱</sup>里行阿嶋村大助殿

宿取、十八日阿嶋村立、<sup>同家島</sup>式里行黒雨

坂上下五拾丁、峠ヨリ大江山ミゆる也、

夫より三里行三拾六丁坂有、此所  
大江山由来記調、夫ヨリ壹里行丹波  
国福知山御城下、御高三万五千石、  
朽木隱岐守様、御城八ツ棟作り、先年  
明智城なり、并ニ御城下見物仕、傘や  
与助殿江宿取、十九日御城下を立、直ニ  
国両川船乗り、船ヨリいばらぎ童子  
おにが城見ゆる、夫ヨリ三里行丹後国、

(裏)

こ之所ヨリ町家多し、内宮参詣仕天ノ  
岩戸参り難所なり、夫より式里行  
ふこう坂上下百丁大なん所也、坂峠（註）  
大江山四（註）天童子鬼ヶ城見ゆる也、夫（註）  
式里行丹後国宮津御城下、御高  
七万七千石松平伯耆守様御領分、  
直ニ御城下小幡屋徳左衛門殿宿取申候、  
廿日右御城下を立壹里行、片葉松  
りふ灯松、次ニ切戸之文殊参詣仕、  
御朱印五拾石、夫ヨリ切戸船渡り、  
直ニ切戸明神参り、天のはし立五十  
丁行、夫ヨリ山坂十八丁上り、

(四丁、表)

式拾八番丹後国成相寺札納、御知行  
五拾石、夫ヨリ坂下り戻り船乗、右宮津  
御城下ニ戻り支度仕、夫より上下  
五拾丁坂有、直ニくんだ村本右衛門殿宿取、  
廿一日くんだ村立式十丁行、町家多し、  
夫ヨリ七回り八峠ヶ五拾丁坂有り、夫（註）  
坂下り口三庄太夫首引松有り、大木也、  
夫ヨリ由良浜也、千軒長者三庄太夫  
屋敷并ニす（註）所跡有、夫より大川

船渡り中山江上り、夫（註）三十丁大ふね  
峠上下壹里坂、夫（註）式拾丁程行

(裏)

坂壹ツ、壹里行田鍋御城下七万石  
松平佐渡守様御領分、夫ヨリ式里行  
市場若狭屋次兵衛殿宿取、一、廿二日ニ  
市場を立式里行、式拾九番之  
丹後国松尾寺江札納、夫より  
竹生嶋江拾九里半、松尾（註）高浜へ  
式里船付町家多し、夫より式里行  
本（註）こ（註）う（註）三（註）里（註）船（註）二（註）乗（註）、若狭国之  
御城下上り、御城下拾式万石  
酒井修理大夫様御領分、御城下

(五丁表)

芝居見物仕、夫ヨリ直ニなや三右衛門江  
宿取、廿三日右御城下立式里行、  
夫ヨリ山中式里行大川有り、夫ヨリ  
く（註）ま（註）川（註）町家多シ、御番所有り、夫ヨリ  
近江国、又天下御番所有、夫より山中  
有坂五里行、今須浜二付、かどや太郎左衛門  
殿二宿取、廿四日風はげしきゆへ九ツ時  
迄見合居申候へ共、追々風張キ故、中々  
竹生嶋へ渡ル事相成不申故、九ツ時二  
宿を立式里行、あ（註）す（註）か（註）川（註）船渡り、  
夫ヨリ式里行近江国大溝御城下

(裏)

式万石分部左京太夫様領分、夫ヨリ  
三里行木戸村茂兵衛殿江宿取、廿五日  
木戸村を立平野暮雪并二片田（註）  
落がん見物仕、夫ヨリ式里行町家  
多し、夫ヨリ片田渡拾八丁渡り

此浜へ上り、夫ヨリ三里行田中町家多し、  
夫ヨリ川船二式里乘長命寺上り、三十番  
近江国長命寺札納、直二町表屋文吉  
殿江宿取、一、廿六日右宿を立、壹里半行  
八幡社有、夫々式里行三拾壹番同  
観音寺札納、右御堂ハ先年佐々木城  
跡なり、夫ヨリ谷吸寺江十九里、

(六丁、表)

観音寺々式里行えち川有、夫々式里行  
高宮川町今村屋次郎右衛門殿宿取、一、廿七日  
右宿立式里行、鳥居本町町家多し、夫々拾丁  
程行小野小町御塔有、夫ヨリ壹里行多賀  
大社、夫ヨリ彦根御城下を見掛通り、夫より  
すりばり峠坂式十丁程有、夫より式里行  
ばん町宜敷茶屋多し、夫々さめがいの町、夫々  
壹里行柏原茶屋多し、町中二山と竹こし掛  
石井中有り、夫々壹里行今津、夫より一里  
行美濃国、次二祢物語りこせき有、山中二  
ときわ御前はか有、夫々関ヶ原茶屋多し、む  
かしいくさ場有、首納つか有り、夫より青  
野原熊坂長はん物見松有り、夫より赤坂  
町家多し、かなや又左衛門殿宿取申候、

(裏)

一、廿八日右赤坂立三里行、白石村荷物預け置  
夫より式里山坂行、參拾參番美濃国に而  
谷吸寺江札納、大寺也、本堂唐金瓦也、夫々  
式里戻り八ツ半時船出不申故、白石村大  
八屋半六殿宿取、一、廿九日白石村を立川  
船十一里乘、川船が加州・ゑち前・みの山  
大ゆきみゆる、夫々尾張国上り壹里行、  
木曾川船渡り、夫々津嶋天王様江

參詣仕、殊外大社町家も多し、夫々尾張  
国御城下五里行、本町増田屋五兵衛殿江宿取、  
廿日御城下を立、御城見物仕并二御城下  
見物仕、夫々式里行城下南はしあつた  
明神參詣仕、大社也、御知行壹万

(七丁表)

三千石、夫々宮川殿様御宿見物仕、  
又右御城下江戻り、夫々町はなれ壹里  
半行、隠岐守様御上京御戻り掛拝ミ、  
夫々式里半行かもの森表具屋宇兵衛  
殿江宿取、一、四月朔日か森を立壹里半  
行、齊院ノ問屋付船賃集、夫々御番所  
付、夫々直二川船三里乘、桑名渡り御城  
下見物仕、夫々四里行大雨ふり、四日市  
小杉屋次右衛門殿宿取り、同日右四日市ヲ立、  
天氣能く三里行川壹ツ船渡り、次二高岡  
川大水故五拾式文宛渡りちん出シ、次二おいわけ、  
京・伊勢おい分し町家多し、夫々壹里行かんべ、  
次二式里行白子町家多し、此所東河内法音  
寺合、夫々式里行津御城下、三拾六万

(裏)

石之城下見物仕、夫々一里半行くも津  
肴屋半兵衛殿江宿取、同三日右くも津ヲ立  
式里行、松坂町家多し、次二川式ツ船渡り、  
夫々四里行おばた町、次二宮川船渡り、  
夫々伊勢山田川筋暮橋上部左近  
様江一宿仕、段々御馳走二相成、今治之參宮  
衆式人被參、段々咄合申候、一、四日両社參  
詣仕、參所多し、百式拾末社、夫々又  
上部江戻り支度いたし、夫々又五十丁行兩  
ふり候ゆへ、田丸松坂屋太助殿宿取り、

一、五日田丸立御城下見物仕、夫々熊の地也、田丸々原江老里、次二大かぜ老里半、次二とち原あほ一里半行、夫々

(八丁表)

三里行野じり村北藤太夫殿宿取申し、其夜三人寄浄るり語り聞面白、一、六日野じり立瀧原太神宮参詣仕、杉大木数々有り、古所也、夫々四里行坂老ツ有、坂峠伊勢・紀州さかへ有り、次二ミヤ川船渡り、次二長嶋浜出南大海なり、麦うれ田植見物仕、夫々式里行三浦村、此所二而古布子売り、三浦村清助殿宿取り、  
一、七日右三浦村を立半里行、まこせ坂上下五拾丁、夫々おわし町家多し、夫々老里行やき山江掛ル也、上り五拾丁なん所なり、下り三十八丁是又大なん所なり、坂峠山伏有、本尊荒神宮有り、夫々みぎ町与兵衛殿宿取、一、同八日みき立朝船二式里乘、曾根浦二付、夫々

(裏)

曾根太郎・曾根次郎坂十丁有り、夫々老り半行にき嶋町、夫々大かめ坂上下五十八丁、夫々はたす、夫々三十丁程坂三ツ、夫々木の本此所田村丸こんゆふ観音さま有り、夫々老里半行有馬、夫々老り半行一木宿大畑久右衛門殿宿大海近し、夜分浪音多し、一、九日一木ヲを立一木川船乗り、松原有り、此所いけべ松原というなり、三里行大川新宮川船渡り、次二新宮御城下三万七千万、天下々紀州様付加老也、水野土佐守様、新宮日本第一熊野

大権現様本尊薬師如来参詣仕、宮数多し、殊外大社也、御守り御判請申候、

(九丁、表)

御知行五万石、夫々老里半行三万崎、此所なミス嶋有り、次二弁天社海中有り、次二町家多し、次二浜此所なち黒石有、二ゐあま石とう有り、太夫松、きつね嶋稻荷社、夫々五拾丁うくひはま宮老里濱宮明神三社本堂観音様ふだらく寺、此所村里多し、左二金山ミゆる、夫々式里行那智山寶藏院坊付、式百五拾六銅宛出し宿取申候、一、十日立老番紀伊国那智山札納、本尊十一面観音様、脇立十式社、日本第一熊野三社権現様、観音様紀州若山江出開帳二御出掛拜ミ、夫々日本一之瀧見物、観音様江参り、

(裏)

并二瀧見天へ参り、夫々右寶藏院江戻り支度仕、次二大くも取坂四里大なん所なり、大雨ふり大風二而甚難儀仕候、夫ヨリ木口村森那九兵衛殿江宿取申候、  
一、十一日右木口村立小雲取坂三里行、夫ヨリうけ川渡り、夫より半里行本くうおとな川橋渡り、夫々本宮本尊阿弥陀如来、脇立日本第一熊野十二社権現様参り、夫々大國天、奥院、地主権現、おとなし天神、和泉式部石塔白川法皇御石塔有、夫々本宮太夫殿二而札請、又半里行湯の峯たばこや清兵衛殿宿取申候、

(十丁、表)

一、十二日湯のミネ立、めうと坂上下壱里半行湯川夫ヨリ野中江式里、夫より三十行ある坂峠ケ拾丁峠坂式ツ有、夫ヨリ高原、夫々壱里行しは太助殿宿取申候、

一、十三日右しは立式里行、中みすしはミ峠ひろの坂茶屋有り、夫々壱里半行田鍋御城下三万石七千石紀州様老加老安藤帯刀様、壱里行牛はなといふ岩有、壱里行三なべ、夫々式里半行きりべ、また半里行居浪源蔵殿江宿取申候、

一、十四日右居浪立三里半行、さ、やき橋有り、夫々日高川船渡り、夫ヨリ

(裏)

道成寺参詣仕、きよ姫の塔田の中二有、あんちんのはか寺内二有、むかしつりがね跡石口有、道成寺本尊十一面観音大寺也、夫々式里行原谷村、又式里行いせき、此間二し、かせ上下五拾丁坂有、夫々壱里行湯あさ町家多し、あわや長右衛門殿宿取申候、

一、十五日湯浅立、ほうず峠・いと峠坂式ツ越し、此所ミかん沢山有り、夫々石田川宮原川ともいふ高野奥院流川也、船渡り此川下ろ椀屋参ル所也、次二かぶら坂上下五拾丁此所大師のつめ二而岩二阿弥陀地藏をほり

(十一丁、表)

付有り、あも谷、次二藤しろ峠上下三十五丁坂、又下り坂二かな岡筆す

て松有、次二かな岡硯石有、其外名所多し、坂下りて藤権現宮有、参詣仕大社也、やしろ東鈴木亀井之子孫有、次二日方浦町家多し、此所膳わん拵所也、夫々黒井家多し、椀拵所也、夫ヨリ壱里行式番札所紀伊国紀三井寺札納、本堂拾三間四面、大寺也、夫々いをせ山江船乗り、若ノ浦名所玉津嶋明神参り、案内人取り其外参所多し、次二東照権現様江参り殊外けつこふ也

(裏)

次二若ノ天神様参、片男なミ名所多し、夫ヨリ壱里行若山御城下御城見物仕、直掛作り宿、花屋五兵衛殿宿取申候、一、十六日右御城下立八軒屋江壱里、夫々岩根式里此所ねころ山ミゆる、夫々木の川船渡り、夫ヨリ粉川江三里紀伊国三番粉川寺札納、本堂十五間四面、殊外けつこふ、西国一之本堂也、其外参り所多し、粉川町仏具其外かね拵也、夫々壱里行又木の川船渡り、夫々壱里行大洲峠三十丁上り、又壱里行日高村桜

(十二丁、表)

茶屋安兵衛殿宿取申候、一、十七日右桜茶屋立坂三里行花坂茶屋、夫々高野山大門迄五拾丁、此間大師けさかけ石・おし上石・しろ木鏡石有、夫ヨリ高野山大門、夫々高野町行、次二高野山金堂参り、

右金堂式拾間四面、夫大とふ参り、  
拾八間四面、夫熊野十二社権現  
様江参り、其外参り所多し、金剛山前  
大寺参り、権現様御象拜ミ、夫より  
奥院参り、細々参り所多し、夫ヨリ女人  
堂江出、又沓里行紙谷茶屋、夫ヨリ  
式里行實相院参り、大師御母君

(裏)

御病所也、直二實相院村大坂屋儀兵衛殿  
宿取申候、

一、十八日右宿立、木の川船渡り沓里行、  
山坂三里難所也、夫模尾奥院光  
瀧寺観音様江参り、宝物数々拜見  
仕、しや頭宝剣色々物見物仕、夫ヨリ  
又沓里行坂有、泉国四番模尾寺  
納札、房数七拾式坊有り、高山也、  
夫ヨリ坂下り三里山中出、あまの村  
金剛寺参り、行基菩薩開基所也、  
大寺坊数六拾七坊あり、御知行所也、  
夫ヨリ沓里行市浦村もめんや半之丞殿  
宿取申候、

(十三丁、表)

一、十九日右市浦立式里半行さ山、夫  
沓里行河内国五番藤井寺江  
札納、夫ヨリ日本始り大國天参り、夫  
五拾丁行、上ノ太子永福寺正徳太子  
御病所七堂がらん大寺也、房数三十坊  
夫ヨリ沓里行たへま寺参り、中せう姫  
まんだら色々宝物拜ミ、七堂がらん  
三重塔式ツ有、寺数三十七房有、  
御知行所ねりくよう有、由来請申し候、

夫沓里行しん上町米屋善吉殿  
宿取申候、

一、廿一日しん上立三里行、大和国高取  
御城下参り、夫拾丁程行て、

(裏)

同六番大和坪坂寺札納、夫奥院  
参り千鉢仏三千仏其外諸仏神

大師岩二切付有、案内人有り所々参り、  
夫ふもと茶屋戻り三人同行吉野

遣シ、式人夫が山上趣、夫式人ハ五里行  
中二而あわ井谷徳兵衛殿宿取申候、

一、廿一日右あわ井谷立沓里行、川戸茶や、  
夫式里行どろ川参り、荷物預ケ

置今泉寺参り、夫道案内取、夫  
三里行岩山坂甚難所也、夫山上

参り権現様其外参り所多し、夫  
寺付盃出、夫下向仕る、右どろ川

(十四丁、表)

七ツ半時戻り、どろ川橋本屋善六殿江  
宿取申候、

一、廿二日右宿立、四里行吉野江参詣仕、  
夫直二松本庄次郎殿宿取申候、右三人

衆宿取待居り申候、大風雨二而四ツ時  
逗留仕、段々馳走二相成、廿三日宿立、

式里行上市参り、次二吉野川船渡り、  
いも山脊山見ゆる也峯、夫式里坂

上りとふの峯参り、鎌足宮参り、  
権現様参り、其外参り所多し、十三重

とふ有、西国一也、夫五十丁下り、七番  
大和国岡寺札納、遽二こけの光り有、

夫一里行鎌足御産生所

(裏)

御母君宮江参り、夫々橘寺江参り、夫々  
壱里行阿部文殊参り、夫々壱里行  
追分参り、又壱里行八番同長谷寺  
札納、観音様開帳拜ミ、夫々町江戻り  
松屋勘助殿宿取申候、

一、廿四日右宿立、壱里追分二戻り、夫々  
壱里行、三輪明神様参り、夫々式里  
行たんば市参り、夫々大和国郡山  
御城下見掛通り、又壱里行帯とけ  
地藏様参り、夫々壱里行奈良元  
くう寺参五重塔参り、夫々奈良  
町かとや新吉殿宿取、道案内

(十五丁、表)

取さる沢池、次二衣掛柳、夫々十三  
鏡、次二三笠山、夫々春日大明神  
参り、其外参所多し、石灯籠・金  
灯籠数不知、御知行式万五千石、次二  
毛向山、夫々若宮東大寺二月堂・  
三月堂、夫々大仏参り其外参り所  
多し、大仏前金灯籠老丈六尺廻り、  
惣金なり、大門式ツ出八丁四方有り、  
夫々光福寺南ゑん堂札納、七堂  
からん参所多し、五重塔式ツ有り、  
鎌足建立なり、御知行式万石、夫々  
墨屋戻り墨買、晒屋二而布買、夫々  
鍛冶屋江戻り見物仕、夫々右宿戻り、

(裏)

其外名所古跡多し、

一、廿五日奈良立壱里行山城国、又壱里  
行木曾川船渡り、夫々壱里行平尾、

式里半行長池、又式里行宇治川  
茶買、夫々宇治橋八拾四間、扇のしぼ  
其外名所古跡多し、又十一丁行十番  
山城国三室堂札納、夫々式拾丁  
行大ばく山万福寺参り、参所  
多し、七堂がらん殊外大寺なり、  
夫々門前茶屋川屋佐助殿宿取、  
一、廿六日宇治立、壱里行下だいこ三  
寶院宮様参り、其外寺参所

(十六丁、表)

多し、夫々上り坂五拾丁行、拾一番  
山城国上ノ太子寺札納、高山なり、  
寺数七拾式坊、夫々上り下り坂五十  
丁行、十式番近江国岩間寺江  
札納、夫ヨリ五拾丁下り坂難所なり、  
十三番近江国石山寺札納、珍敷  
石山見物仕、夫々十三丁行瀬田  
之唐橋見物、橋長百式拾間余  
有り、夫々水海のはた壱里行あ  
わ津原兼平塔有、夫ヨリ膳所  
城下行、朝日將軍木曾よし仲  
御病所有り、夫々大津町木屋

(裏)

長三郎殿宿取留り申候、

一、廿七日大津立、十四番近江国三井寺  
札納大寺也、夫々奥院参り寺数多し、  
とふ有、われがね見物仕由来聞、夫々  
小せき越、四の宮川原十せん寺、山  
しなの里、夫々又山坂上り十五番  
京今熊野札納、夫々山料泉福  
寺様参り、夫々薬師如来開帳

参り、御宝物色々拝見仕、珍敷事也、夫々京三十三間堂参、大仏

参り、題座迄上り御尊躰を拝ミ、夫々下向仕る、夫々十六番京清水寺

札納大寺なり、

(十七丁、表)

珍敷けい地也、夫ヨリ十七番京六波

羅堂札納、夫ヨリ五条通り三丁目

出雲屋平兵衛殿宿取置、夫々五条橋

見物仕、夫々東御門跡参り、又西御門跡

参、夫々右宿戻り体申候、

一、廿八日五条立、拾八番同六角堂札納、

夫々東山参詣仕、夫ヨリ四条通ぎおん

江参り、其所二而紀州様御通りを拝ミ、

夫々智音院参、此寺浄土宗ミなな

なり、夫ヨリ南禅寺江参り、禅宗根

元、夫々黒谷寺参り、あつもり・熊がへ木象

有、并二右両将の石塔有、よろいかけ

松有、夫ヨリ真如堂江参り、浄土開さん也、

(裏)

夫々吉田宮様参り、夫ヨリ十九番同かふ

どふ江札納、内裏様御殿拜ミ、夫ヨリ

北野天神様へ参り、夫ヨリ金角寺へ

参り、式百銅宛二而むかし座口<sup>（表）</sup>拝見

仕、夫ヨリ二條城見物、夫々三条通り

小橋本池田屋惣兵衛殿江宿取申候、

一、廿九日右宿を立、所々見物仕、夫々

京を出三里行山坂五拾丁越、夫々

式里行丹波国龜山御城下通り、

六万石松平又七郎様御領分也、三重の

御城有り、夫々壹里式拾壹番丹波国

あなう寺札納、雨ふり候故八ツ半時（六本）ふ

(十八丁、表)

宿取、あなうじ村新屋源右衛門殿宿取申候、

一、五月朔日右宿立、山坂四里行式拾番

山城国よしミね寺札納、夫ヨリ壹里行て

津の国青の光明寺参り、浄土宗根元也、

夫ヨリ山崎八幡宮参り大社也、又山崎町、

夫ヨリ式里行撰州高津御城下

并二御城見掛通り、夫々壹里行

そふじ寺村大和屋与兵衛殿宿取申候、

残り三人夫々五拾丁手前二宿取、式人ハ

そふじ寺村宿取、翌日五ツ時二三人参ル、

一、二日右宿立、廿式番津国惣持寺

札納、夫々壹里行郡山町家多し、

(裏)

夫ヨリ壹里行山坂難所也、又廿三番

同勝尾寺札納、大寺也、房数多し、

夫ヨリ壹里半山坂下り、池田町酒屋

多し、夫々いな川有、廿四番津ノ国

中山寺札納、大寺也、堂数拾四ヶ所

参り、御朱印地也、ゑんまおうき

セふもん有、

都合三拾三番札打納、五月

二日七ツ時二相濟、門出々五十四日

目二而、札始メヨリ四十七日間二札納、

目出度相濟申候以上、

(十九丁、表)

夫ヨリ七十丁行伊丹見町新屋

新八殿宿取、

一、三日右宿立、四里行大坂天満

天神宮へ参り、天神橋々御城

見物仕、夫が北浜へ戻り殿様之

御屋敷拜見仕、北浜いよどや橋少シ

西炭屋安兵衛殿宿取、九ツ半時

座間江参り、のふ芝居式切見物仕、

稻荷へ行芝居壹切見、夫が両御堂

参り、夫ヨリ右すみや宿へ戻り体申候、

四日右宿出、あみだ池参り、遠州さ夜

中山出開帳あり、参詣仕色々

(裏)

宝物拜ミ、無見鏡われ見物仕、由来

間、夫が道頓堀へ参り竹田芝居

壹切見物仕、夫が角丸かふき芝居

壹切見物仕、夫が四天王寺江参り、七堂

伽らん五重塔日本一也、扱々大寺なり、

夫よりこふす天神さま参り、夫が

右宿戻り掛少々宛買物共仕候而、

また右宿江帰り体ミ申候、

一、五月五日宿立、御堂前江行少々

宛色々買物仕、夫が砂場うどんや江参、

又夫がどふとん堀へ行若太夫芝居一切

見物仕、夫が右宿へ戻り申候、

(二十丁、表)

一、六日右宿立、又御堂前行少々

宛買物仕、八ツ時又どふとんぼり

行竹田からくり一切見物仕、夫が

市の川戻り大芝居越後人形

一切見物仕、夫が宿へ帰り体ミ申候、

一、七日宿出、又御堂前行少々買物仕、

夫ヨリ又市の川行右大芝居筑後

人形一切見物仕、夫がこうず江戻り

仕度いたし、四ツ時安治川船へ下り、

其夜直二船二体ミ、

一、八日四ツ時安治川出シ、七ツ時迄二

十三里戻り、須广寺前戻り掛、

(裏)

一、九日夜八ツ時船出シ、朝六ツ時迄二

廿式里戻り赤穂二帰り、夫が十五里

戻り七ツ時丸龜表二掛り、

一、十日朝八ツ時船出シ、夜明ヶ迄二八里

戻りとも迄、夫が六ツ時四ツ半時迄

岩木へ戻り、夫ヨリ九ツ時三嶋表掛、

其夜其所二体ミ、

一、十一日朝七ツ時船出シ、三津浜江九ツ

時二着船仕、夫ヨリ中嶋屋源右衛門殿へ

上り、夫が支度仕八ツ時二柳井町出店

迄戻り、支度仕、又内々迎衆

大勢参り、又出店二而盃仕、夫が七ツ時

内江戻り申候、

(二十一丁、表)

都合六十三日振二目出度

く同行中堅固二而相揃

帰国仕候、以上、

寛政六年

寅五月吉日

室屋

伊兵衛

(裏)

同行中名

河原町

出淵屋六郎右衛門

柳井町

松屋茂八

久米町

大穀屋仁兵衛

惣中間張 同

茶屋与四郎

以上五人二而順拜

仕候以上

(二十二丁、表)

(白紙)

(裏)

(黒印)

「室屋磯右衛門」

(二十三丁、表)

(黒印)

「地煉御油」

(裏、裏表紙)